



Title	19世紀イングランドにおいて連動する法思想と法改革の一態様 : J・F・スティーヴンを中心として
Author(s)	山本, 陽一
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40522
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	山 本 陽 一
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 3 6 0 9 号
学 位 授 与 年 月 日	平成10年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学 位 論 文 名	19世紀イングランドにおいて連動する法思想と法改革の一態様 —— J・F・スティーヴンを中心として ——
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 松浦 好治 教 授 田中 茂樹 教 授 三成 賢次

論 文 内 容 の 要 旨

19世紀のイングランドは様々な法改革によって彩られているが、そうした具体的な法改革を突き動かしていた原動力となる法思想とはどのようなものであったのか。これが本論文の主題である。一般的には、そうした法思想としてはベンサム功利主義やオースティンの分析法学などが挙げられるであろう。確かにその通りであるが、その際、従来の研究では必ずしも明確にされてこなかった点が少なくとも二つあるように思われる。一つは、第一論文で取り上げた、19世紀イングランドにおける功利主義や分析法学の思想史的背景である。ベンサムやオースティンの法思想の背景には17世紀のホブズの法思想があり、それが19世紀のイングランドにおける民主化および世俗化といった社会背景の中で再生してくるという状況があった。もう一つは、そのような法思想が現実の法改革をどのように突き動かしていたのかということ、言い換えれば、思想と現実が連動する具体的なあり方の究明である。もとより、これは個別事例の研究を通じて理解されるものである。このような関心から第二論文ではスティーヴンによる法典化を取り上げた。このイングランドでの本格的法典化についての研究はほとんどなく、また、スティーヴンという人物は思想と現実の連動という観点からみて非常に興味深い存在である。彼は法学者、立法者、裁判官、さらにはジャーナリストという多様な面をもっており、19世紀イングランド社会のなかで法改革を体現した人物の一人であるといえる。また、スティーヴンはホブズやバークの影響を強く受けており、彼を媒介として思想史と現実が交差している様子を理解することができる。第二論文では、スティーヴンによる刑事法の法典化の立法プロセス（起草と国会審議）において、彼の法思想（同感法学、分析法学、歴史法学）が具体的にどのように作用していたのかを明らかにした。

論 文 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、19世紀イングランドの法典化運動の中で刑事法典の法典化を提案したことで知られるスティーヴンの法思想を当時の法制度、法改革、社会変動などと重ねあわせて考察する研究である。

山本氏は、当時の法典化を取り巻く知的環境が大きく変化したことをとりあげ、出版の自由市場が徐々に形成され、その市場において功利主義という新しい思想が展開したこと、またその自由市場でホブズの著作が刊行され、功利主義者に少なからぬ影響を及ぼしたことを論じている。

ついで、山本氏は、功利主義者であるスティーヴンがどのような経緯で法典を起草することになったかを、関係者の人脈、起草プロセス及び法案審議プロセス、法制度改革の動きなどを参照しつつ詳しく論じている。検討にあたっては、議会議事録他の資料を幅広く利用している。同時にスティーヴンの考え方が彼の言う「法の科学」に基づいており、それが当時有力であった分析法理学とどのように連動していたかについて、従来明らかになっていなかった側面に光を当てている。

この論文は、従来の法思想史研究が思想家の思想の内的構造に焦点をおいていたのとは対照的に、思想とその思想が展開された時代、制度、人脈などを積極的に考察範囲に取り入れる点で新しい試みであるといえる。

この論文は、刑事法典の法典化を論じるものであるが、従来イングランドの法典化の主流であった民事法の法典化論との関係などは論じていない。この点については、改善の余地があると思われるが、論文の構成、資料の操作、批判的考察などを見れば、氏が独立した研究者として法理学の分野において寄与できる能力を有していることを十分に示しており、博士号の授与に値すると判断する。